

様式第15（第35条関係）

表

____年__月__日発行第____号（____年__月__日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

刻
印

(写真)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
第76条第1項の規定による立入検査証

_____ (発行権者) 印 _____

裏

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第七十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第七十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者